

令和4年10月25日  
運輸安全委員会

貨物船OCEAN ARTEMIS潜水艦そうりゅう衝突事故に係る意見に基づく報告について

運輸安全委員会は、標記につきまして令和4年8月25日付けで防衛大臣に対して意見を行っていたところですが、今般、意見に基づく措置の報告がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

防防訓第19867号  
令和4年10月21日

運輸安全委員会事務局総務課長 殿

防衛省防衛政策局訓練課長  
(公 印 省 略)

貨物船 OCEAN ARTEMIS 潜水艦そうりゅう衝突事故に係る意見について (回答)

標記について、貴意見(1)から(5)に対し、別紙のとおり回答します。

関連文書：運委総第164号(令和4年8月25日)



## 1 露頂作業時の安全確保

ソーナーによる船舶の捜索及び動静監視が確実かつ適切に行われるとともに、収集された他船との衝突のおそれを判断するための全ての情報を操艦者等が確実に集約し、操艦者等が周囲船舶の存在、衝突のおそれを適時適切に認知、判断できる艦内体制を構築するため、以下「2 報告要領等の改訂」及び「3 ソーナー監視の強化」に記載する改善策を実施した。

また、露頂作業時の安全確保において、副長の安全幹部としての責務を明確化するため、関係規則の改訂等を行った。

## 2 報告要領等の改訂

露頂作業時の安全を確保するため、ソーナーシステム画面において映像のみを探知した場合、明確に魚鳴音やその他の雑音と判定できない限り、探知目標として管理すること、聴音の変化を認めた場合は、艦長等へ報告するとともに、同一目標と判定できる場合を除き新たな探知目標として管理すること等について、潜水艦乗員が遵守すべき事項として措置した。

## 3 ソーナー監視の強化

ソーナー等で収集した全ての情報を集約して複数人により再確認できる艦内体制を構築するなど、ソーナーの監視体制を強化するため、各水測員が収集した情報を水測員直長が確認・集約し、更に副長による状況確認等を通じて、複数人により確認する体制を確立した。

## 4 事故発生時の迅速な通報

人命、船舶の被害拡大防止の観点から、不測の事態を想定した迅速な通報を実践できる体制を構築するため、稼働する全ての潜水艦に事故直後から衛星携帯電話を携行させることとした。

また、本事故の教訓等を踏まえ、不測の事態を想定した通報訓練を上級司令部を含め定期的（概ね半年に1回程度）に実施している。

## 5 継続的な教育訓練

本事故の教訓等を全乗組員等に周知徹底するため、定期的（四半期に1回）に実施している安全教育時に、全乗組員等に対して教育訓練を実施している。

また、艦長が哨戒長の人事異動時等において、露頂作業における安全教育も実施している。